

開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム運営要領

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォームと称する。英名はPlatform for Sustainable Cocoa in Developing Countriesとする。

第2条（目的）

本会は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、独立行政法人国際協力機構が設置運営し、開発途上国における社会的・経済的・環境的に持続可能なカカオ産業（以下「サステナブル・カカオ」とする。）の実現に関心を有する本邦関係者間の協働を促進することを通じて、その実現を図る上での課題の解決を推進することを目的とする。

第2章 会員

第3条（会員資格）

本会の会員は、本会の目的に賛同し第5条の規定により入会を承認された、本邦の関係省庁、政府機関、大学／研究機関、民間企業／業界団体、特定非営利活動法人、国際機関駐日事務所等の団体又は個人とする。ただし、当該団体及びその代表者、役員または実質的に経営を支配する者（以下「役員等」という。）又は当該個人が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。各用語の意味は平成16年10月25日付け警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」（以降の改正を含む。）に準じる。以下「反社会的勢力」という。）に該当する場合又は反社会的勢力と不適切な関係を有すると認められる場合は、本会の会員となることはできないものとする。

第4条（会員種別）

会員は、企業/団体登録者である「正会員」と、非公開の企業/団体登録者または個人等の「準会員」の2つに区分けされる。総会における投票権や運営委員会・分科会活動への参加は正会員のみとする。（ただし、分科会によっては準会員の参加を受け付ける場合もある）

第5条（会員の行動規範）

本会の会員が本会に関連する活動を行う場合には、我が国及び途上国の法令を遵

守するものとする。

第6条（登録）

本会の会員登録を希望する団体又は個人は、所定の様式により会員登録申込書を本会事務局に提出し、独立行政法人国際協力機構の承認を得なければならない。

第7条（登録費及び会費）

登録費及び会費は徴収しない。

第8条（退会・除名）

1 会員は、本会の登録を解除しようとするときは、所定の様式により登録解除届を本会事務局に提出しなければならない。

2 会員が以下に該当する場合には、独立行政法人国際協力機構の決定により当該会員の本会への登録を解除することができる。

（1）本会の名誉又は信用を傷つけたとき。

（2）本運営要領に反する行為をしたとき。

（3）反社会的勢力に該当すること又は反社会的勢力と不適切な関係を有することを疑うに足る事情が明らかになったとき。

（4）その他本会の会員として相応しくない事情があると独立行政法人国際協力機構が判断したとき。

3 団体である会員が解散等により消滅したとき又は個人である会員が死亡したときは、その時点をもって本会の登録を解除したものとみなす。

第3章 本会の活動

第9条（本会の基本的活動）

本会は、第2条の目的を達成するため、途上国のサステイナブル・カカオに関連する支援活動及び責任ある企業行動等に関する次の活動を行う。

（1） 情報・経験の共有

（2） 協働の促進に向けた協議・調整

（3） 国内外に対する発信

（4） その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第10条（総会）

1 本会は、原則として年1回、総会を開催する。

2 総会には、正会員全員が原則参加するものとする。

3 総会は、本会の活動に関する方針・計画等に関する意見交換や年間の活動報告を行うものとする。また、プラットフォーム全体の運営に係る重要な議題（例：目標案・運営要領・運営方針等）の最終意思決定を行う場とする。意思決定の方法は1団体1票の多数決（過半数にて可決）とし、総会に参加できない会員は事前に書面にて他会員へ委任するか、事務局に議題に関する意思表示を行う。

第11条（運営委員会）

- 1 本会は、プラットフォーム全体に係る議論・検討を進める場として運営委員会を設置する。
- 2 運営委員会には有志の正会員が参加可能であり、事務局へ参加希望の旨を通知することで、正式な運営委員となる。
- 3 毎年1回、年度末に委員への更新意思確認と新規委員の募集を行う
- 4 運営委員会の運営は事務局が行う。

第12条（分科会）

- 1 本会は、正会員の要望等に応じて、特定の地域・課題等を取組み対象とした分科会を設置することができる。
- 2 分科会には有志の正会員または有志の正会員と準会員が参加可能であり、準会員の参加可否は分科会事務局が判断する。分科会事務局へ参加希望の旨を伝え、分科会として事務局へ通知することで、正式な分科会会員となる。
- 3 分科会運営は分科会事務局が主体となって行う。
- 4 各分科会は年次活動報告書を作成し、必要に応じ総会等で活動報告を行う。

第4章 事務局

第13条（事務局）

- 1 本会の事務局を独立行政法人国際協力機構に置く。
- 2 事務局は、次の役割を担う。
 - （1） サステイナブル・カカオの現状や課題にかかる情報の収集と提供
 - （2） 本会のウェブサイトの運営
 - （3） 総会・運営委員会・勉強会、その他イベントの開催事務
 - （4） サステイナブル・カカオに関連するJICA事業への参画・寄附等に関する情報提供及び個別相談対応
 - （5） 会員の登録等に関する事務
 - （6） その他、本会の運営を行うために必要な活動
- 3 事務局は、会員からの申し出があった場合、前項の役割の遂行において、当

該会員の協力を得ることができる。また、事務局は、前項の役割の一部を他の機関に委託することができる。

第5章 改廃

第14条（改廃）

本運営要領の改廃は、独立行政法人国際協力機構が行う。

附則

この運営要領は、2024年7月27日から一部を改正して施行する。